

令和8年度大田区家庭福祉員保護者補助金のご案内

1 保護者補助金とは？

保育ママを利用し、保育料を負担した保護者への補助金です
保育料を一旦保育ママに支払し、のちに補助金の申請を行うことで
負担した保育料を大田区から補助金として交付します



2 補助金の対象は？

諸雑費、延長保育料、保育ママから保育料の返金を受けた分の
保育料は含みません



3 補助金額は？

各月に支払った保育料が補助金額となります。令和7年9月分から課税
状況等によらず、全てのお子さんの保育料が補助の対象となりました。

5 申請期限や支払日は？

申請期限と支払日は下の表のとおりです

	第1期	第2期	第3期	第4期
保育月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
提出期限	7月17日	10月16日	1月18日	3月31日
支払予定日	8月31日	11月30日	2月26日	5月31日

(注1) **3月31日までに申請がない場合は、補助金の交付はできません。**

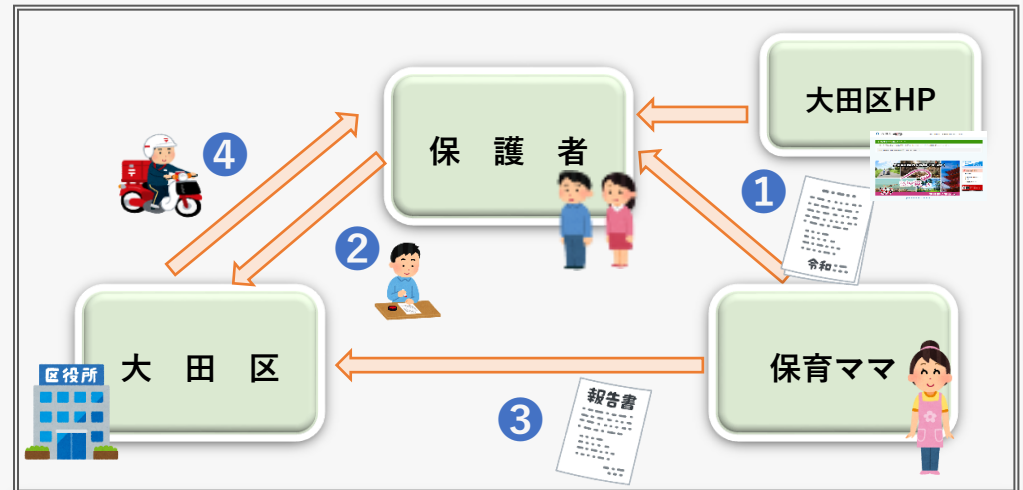
(注2) 各期の申請に間に合わなかった場合は、**次期でまとめて**補助金を交付します。

(注3) **補助金の申請は年度内に1度**申請すれば、每期提出する必要はありません。



4 申請方法は？

申請手順は下の図のとおりです



- 1 補助金の申請書を保育ママから受け取るか
大田区ホームページからダウンロードします
- 2 申請書を記入して、**郵送か窓口で大田区へ提出**します
- 3 保育ママが大田区へ保育料を報告します
- 4 補助金の交付決定通知を送付し、**補助金を振り込み**ます

お問い合わせ

大田区役所 こども未来部 保育サービス課 保育サービス基盤担当
大田区蒲田5-13-14 ☎：03-5744-1277

大田区ホームページは、[こちら](#)

